

# ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド (別冊) 実施事例集 (案)

2020年12月15日

経済産業省

# 目次

|   |    |
|---|----|
| 1. はじめに、利用上の注意                                | P2 |
| 2. ハイブリッド型バーチャル株主総会の概要と<br>2020年株主総会における実施状況等 | P4 |
| 3. 実施事例集（論点別）                                 | P8 |

| 参加型・出席型共通の論点                 |     | 出席型の論点                          |     |
|------------------------------|-----|---------------------------------|-----|
| (1) バーチャル株主総会の配信方法           | P9  | (8) 配信遅延への対応                    | P17 |
| (2) 取締役等のバーチャル出席             | P10 | (9) 通信障害対策                      | P18 |
| (3) インターネット等で出席する取締役等の議決権の行使 | P11 | (10) 本人確認（なりすまし対策を含む）           | P23 |
| (4) 株主のバーチャル参加・出席の事前登録       | P12 | (11) 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力<br>の関係 | P25 |
| (5) インターネット等の手段による株主への周知等    | P13 | (12) 質問の受付・回答方法                 | P27 |
| (6) 肖像権等への配慮                 | P14 | (13) 動議の取扱い                     | P31 |
| (7) リアル株主総会の会場               | P16 | (14) 賛否の確認方法                    | P34 |

# 1. はじめに、利用上の注意 P2

## 2. ハイブリッド型バーチャル株主総会の概要と 2020年株主総会における実施状況等 P4

## 3. 実施事例集（論点別） P8

| 参加型・出席型共通の論点                 |     | 出席型の論点                          |     |
|------------------------------|-----|---------------------------------|-----|
| (1) バーチャル株主総会の配信方法           | P9  | (8) 配信遅延への対応                    | P17 |
| (2) 取締役等のバーチャル出席             | P10 | (9) 通信障害対策                      | P18 |
| (3) インターネット等で出席する取締役等の議決権の行使 | P11 | (10) 本人確認（なりすまし対策を含む）           | P23 |
| (4) 株主のバーチャル参加・出席の事前登録       | P12 | (11) 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力<br>の関係 | P25 |
| (5) インターネット等の手段による株主への周知等    | P13 | (12) 質問の受付・回答方法                 | P27 |
| (6) 肖像権等への配慮                 | P14 | (13) 動議の取扱い                     | P31 |
| (7) リアル株主総会の会場               | P16 | (14) 賛否の確認方法                    | P34 |

# 1.はじめに、利用上の注意

- 経済産業省では、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（以下「実施ガイド」という）を2020年2月に公表した。
- 実施ガイドは、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施を検討する企業のために、その法的・実務的論点ごとの具体的な実施方法や、その根拠となる考え方を示したものの。
- 本実施事例集は、実施ガイドの別冊として、**論点ごとの実施事例・考え方を示すことで、ハイブリッド型バーチャル株主総会の更なる実務への浸透を図ることを目的とするもの。**

## 【閲覧に当たっての留意点等】

実施事例は、経済産業省が推奨し又は適法性を保証するといった性格を有するものではない。実施に当たっては、企業の状況や株主のニーズ等を十分に踏まえ、実施可否について個別の検討が求められる。

## 【実施事例集の見方】

各論点に関する考え方を簡潔に示している。

2020年株主総会における実施事例を紹介している。

### 3.(6) 肖像権等への配慮 (参加型・出席型共通) 実施ガイド P.7

- 審議等の状況が外部に向けて配信された場合、映像等で配信される**株主の肖像権等に関して留意事項が存在。**
- 実施ガイドでは、**株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくいとしている。**
- そのほか、例えば、①撮影・録音・転載等を禁止することや、②配信により**株主の氏名が公開される場合には事前に通知をする**等の対応をとることが考えられる。通知の方法としては招集通知によることも考えられる。

#### 【実施事例】

□ 招集通知において、バーチャル株主総会参加URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただく旨を記載した。

#### 【アドバイスの招集通知における記載】

- ①バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、適宜強制的に退席をさせていただきます。
- ②当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を、リアルタイムは中止とさせていただきます。
- ③バーチャル株主総会参加URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

実施ガイドで関連する記載があるページを示している。

ハイブリッド「参加型」とハイブリッド「出席型」のいずれか又は双方に共通する論点であることを示している。

1. はじめに、利用上の注意 P2

2. ハイブリッド型バーチャル株主総会の概要と  
2020年株主総会における実施状況等 P4

3. 実施事例集（論点別） P8

| 参加型・出席型共通の論点                 |     | 出席型の論点                          |     |
|------------------------------|-----|---------------------------------|-----|
| (1) バーチャル株主総会の配信方法           | P9  | (8) 配信遅延への対応                    | P17 |
| (2) 取締役等のバーチャル出席             | P10 | (9) 通信障害対策                      | P18 |
| (3) インターネット等で出席する取締役等の議決権の行使 | P11 | (10) 本人確認（なりすまし対策を含む）           | P23 |
| (4) 株主のバーチャル参加・出席の事前登録       | P12 | (11) 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力<br>の関係 | P25 |
| (5) インターネット等の手段による株主への周知等    | P13 | (12) 質問の受付・回答方法                 | P27 |
| (6) 肖像権等への配慮                 | P14 | (13) 動議の取扱い                     | P31 |
| (7) リアル株主総会の会場               | P16 | (14) 賛否の確認方法                    | P34 |

## 2.(1) ハイブリッド型バーチャル株主総会とは

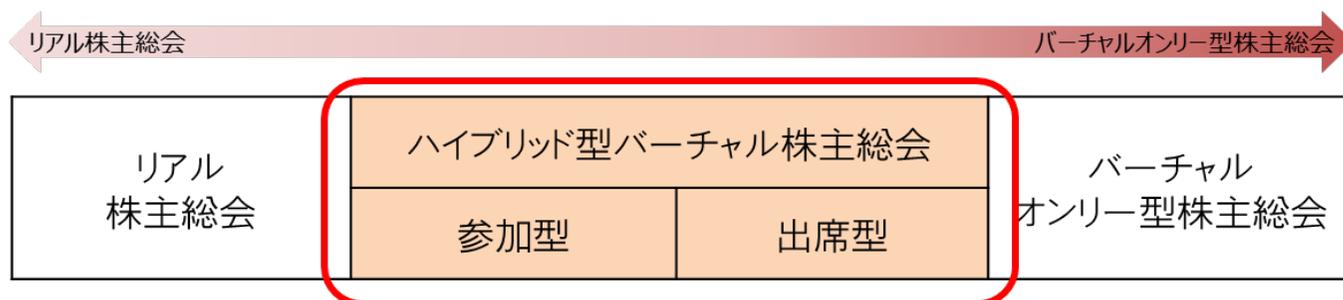
- バーチャル株主総会は、取締役や株主等がインターネット等を利用して遠隔地から株主総会に参加・出席することを許容する形態である。
- 「バーチャルオンリー型」と「ハイブリッド型」の2つの形態があるが、「バーチャルオンリー型」については、現行の会社法下においては解釈上難しいとの見解が示されている。

### 【バーチャルオンリー型】

- リアル株主総会とは異なり、物理的な会場を設けずに、取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席するもの。

### 【ハイブリッド型】

- リアル株主総会同様に物理的な会場を設ける一方で、追加的に取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて株主総会に参加・出席することを許容するもの。
- 審議等を確認・傍聴することができる「参加型」と、議決権行使や質問等ができる「出席型」。



### 【ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のメリットと留意事項】

| メリット  | 留意事項  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>遠方株主の株主総会参加・傍聴機会の拡大。</li> <li>複数の株主総会を傍聴することが容易になる。</li> <li>参加方法の多様化による株主重視の姿勢をアピール。</li> <li>株主総会の透明性の向上。</li> <li>情報開示の充実。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑なインターネット等の手段による参加に向けた環境整備が必要。</li> <li>株主がインターネット等を活用可能であることが前提。</li> <li>肖像権等への配慮（ただし、株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくく、より臨場感の増した配信が可能。）</li> </ul> |

### 【ハイブリッド出席型バーチャル株主総会のメリットと留意事項】

| メリット   | 留意事項  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>遠方株主の出席機会の拡大。</li> <li>複数の株主総会に出席することが容易になる。</li> <li>株主総会での質疑等を踏まえた議決権の行使が可能となる。</li> <li>質問の形態が広がることにより、株主総会における議論（対話）が深まる。</li> <li>個人株主の議決権行使の活性化につながる可能性。</li> <li>株主総会の透明性の向上。</li> <li>出席方法の多様化による株主重視の姿勢をアピール。</li> <li>情報開示の充実。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>質問の選別による議事の恣意的な運用につながる可能性。</li> <li>円滑なバーチャル出席に向けた関係者等との調整やシステム活用等の環境整備。</li> <li>株主がインターネット等を活用可能であることが前提。</li> <li>どのような場合に決議取消事由にあたるかについての経験則の不足。</li> <li>濫用的な質問が増加する可能性。</li> <li>事前の議決権行使に係る株主のインセンティブが低下し当日の議決権行使がなされない結果、議決権行使率が下がる可能性。</li> </ul> |

## 2. (3) 2020年株主総会における実施状況等

- 2020年6月に開催された株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環としても関心を集め、上場会社のうち、ハイブリッド「出席型」は9社、ハイブリッド「参加型」は113社の実施を確認。
- また、実施企業からは、株主の出席機会を拡大するとともに、株主との対話の機会の拡大に資するといった声が見られた。

### 【ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施状況】

|             | 2019年6月 | 2020年6月     |
|-------------|---------|-------------|
| ハイブリッド「出席型」 | 0社      | <b>9社</b>   |
| ハイブリッド「参加型」 | 5社      | <b>113社</b> |

(注) 2020年6月総会の上場会社は2,344社。

(出所) 三菱UFJ信託銀行調査

### 【ハイブリッド型バーチャル株主総会実施企業からの声】

- 参加場所にとらわれず株主総会を開催できるようになり、遠隔地に居住する方を含め、株主の出席機会を拡大させることができた。
- インターネットからの質問を受け付けることにより、例年より株主との対話の質・量ともに充実させることができた。
- 具体的な実施方法や考え方について、経済産業省よりハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイドが示されたことにより、社内における導入検討の助けになった。

1.はじめに、利用上の注意 P2

2. ハイブリッド型バーチャル株主総会の概要と  
2020年株主総会における実施状況等 P4

**3. 実施事例集（論点別）** P8

| 参加型・出席型共通の論点                 |     | 出席型の論点                          |     |
|------------------------------|-----|---------------------------------|-----|
| (1) バーチャル株主総会の配信方法           | P9  | (8) 配信遅延への対応                    | P17 |
| (2) 取締役等のバーチャル出席             | P10 | (9) 通信障害対策                      | P18 |
| (3) インターネット等で出席する取締役等の議決権の行使 | P11 | (10) 本人確認（なりすまし対策を含む）           | P23 |
| (4) 株主のバーチャル参加・出席の事前登録       | P12 | (11) 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力<br>の関係 | P25 |
| (5) インターネット等の手段による株主への周知等    | P13 | (12) 質問の受付・回答方法                 | P27 |
| (6) 肖像権等への配慮                 | P14 | (13) 動議の取扱い                     | P31 |
| (7) リアル株主総会の会場               | P16 | (14) 賛否の確認方法                    | P34 |

### 3.(1) バーチャル株主総会の配信方法 【参加型・出席型共通】

- 実施ガイドでは、**インターネット等の手段とは、「物理的に株主総会の開催場所に臨席した者以外の者に当該株主総会の状況を伝えるために用いられる、電話や、e-mail・チャット・動画配信等のIT等を活用した情報伝達手段」としている。**
- 具体的な手段の選択に当たっては、動画配信システムに限らず、電話会議のような音声の活用も可能と考えられる。
- また、例えば、審議等の状況を動画配信しつつ、質問の受付は電話を利用する等、**いくつかの手段を組み合わせることも考えられる。**

#### 【column】米国におけるバーチャル株主総会

米国では、デラウェア州をはじめ30州において「バーチャルオンリー型」の株主総会の実施が認められている。2019年に「バーチャルオンリー型」の株主総会を実施した企業のうち、音声のみのウェブキャスト方式を採用した企業も多く見られたとの調査結果<sup>(※)</sup>がある。音声のみによる場合には、プレゼン資料等はインターネット上で表示されるものの、議長をはじめ役員の姿を見ることはできない。

(※) Broadridge Financial Solutions, Virtual shareholder meetings 2019 facts and figures

## 3.(2) 取締役等のバーチャル出席 【参加型・出席型共通】

- **議長を含む、取締役や監査役等についても、株主に対する説明義務を果たすための環境を確保しながら、インターネット等の手段により出席する事例もみられた。**

【参考】

●会社法施行規則

第72条 法第318条第1項の規定による株主総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 株主総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 株主総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において 同じ。））、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二～六 （略）

4 （略）

### 【実施事例】

- **新型コロナウイルス感染症対策の一環として、議長を含めたすべての役員は、ウェブ会議システムを通じて遠隔から出席し、リアル会場には来場しなかった。**

(ソフトバンクグループ)

#### [ソフトバンクグループの招集通知における記載]

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

・議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。

・議決権行使・ご質問等は、当社指定のウェブサイト等からも受け付けておりますので、ご活用ください。

新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

### 3.(3) インターネット等で出席する取締役等の 議決権の行使 【参加型・出席型共通】

- 取締役等がリアル出席をする場合において、当該取締役等は自身の保有株式の議決権を行使することが可能である。
- ハイブリッド出席型バーチャル株主総会において、インターネット等で出席する取締役等が株主としてバーチャル出席する場合においても、その取締役等は保有株式の議決権を行使することができる。
- 取締役等がリアル出席する代理人に議決権行使を委任することもできるが、より簡便な選択肢を検討することには一定の意義があるのではないか。
- 具体的には、取締役等が株主総会に出席している間に、別途、バーチャル出席のためのシステムにアクセスするのは簡単ではない。義務として株主総会に出席している取締役等については、その議決権行使は、他の株主とは異なる合理的な方法（例えば、インターネット等を通じての音声や行動の確認）によったとしても、株主平等原則に反するとまではいえないのではないか。
- ハイブリッド参加型バーチャル株主総会においても、上記と同様に、義務として株主総会にインターネット等で出席する取締役等について、他の株主とは異なる方法（例えば、インターネット等を通じての音声や行動の確認）によって議決権行使を認めたとしても株主平等原則に反するとまではいえないのではないか。

### 3.(4) 株主のバーチャル参加・出席の事前登録 【参加型・出席型共通】

- 動画配信システム等にアクセスが集中した場合における通信回線の安定性への懸念の声がある。
- 通信の安定性等を確保するためにも、バーチャル参加・出席を希望する株主に対し、事前登録を促すことも考えられる。
- この場合には、全ての株主に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会に対する配慮を行うことが重要である。

#### 【実施事例】

- 事前登録用の電話回線を用意し、バーチャル出席を希望する株主からの問合せに対して、本人確認を実施した上で、当該株主に対して、バーチャル出席専用のURL等をメールで送付した。  
(ガイアックス)
- 自社の株主専用サイトURLを招集通知に記載し、バーチャル出席を希望する株主からは当該サイトにおいて事前申込を受け付けた。株主総会当日、事前申込済の株主のみが、当該サイトからバーチャル出席用サイトへ遷移できる仕様とした。なお、全ての株主に平等に登録の機会を提供するため、事前の出席申込は、招集通知の発送日ではなく、発送日から2日後に受付開始した。  
(グリー)

### 3.(5) インターネット等の手段による株主への周知等 【参加型・出席型共通】

- 招集通知に記載すべき法定事項以外の株主への周知や申込受付等に当たっては、自社のウェブサイト上での掲載等の様々な方法が可能である。

【参考】新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する対応については、「株主総会運営に係るQ&A」を参照。  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

#### 【実施事例】

- 「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関して、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、自社のウェブサイトに掲載する」旨を、また、「バーチャル出席に関して、今後詳細が決定したものや、変更内容その他のお知らせは随時、自社のウェブサイトに掲載する」旨を招集通知等に記載した。

(ラクーンホールディングス)

- リアル出席を希望する株主及びバーチャル出席を希望する株主のいずれに対しても、自社ポータルサイトから事前申込みを求める方式（事前登録制）を採用した。

(グリーン)

- 審議等の状況が外部に向けて配信された場合、映像等で配信される株主の肖像権等に関して留意事項が存在。
- 実施ガイドでは、株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくいとしている。
- そのほか、例えば、①撮影・録音・転載等を禁止することや、②配信により株主の氏名が公開される場合には事前に通知をする等の対応をとることが考えられる。通知の方法としては招集通知によることも考えられる。

#### 【実施事例】

- 「バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただく」旨を招集通知に記載した。

(アドウェイズ)

##### [アドウェイズの招集通知における記載]

- ⑦バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合もございます。
- ⑧当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。
- ⑨バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

#### 【実施事例】

- 質疑応答に先だって、議長から「発言する際には株主番号と氏名を名乗るとともに、リアルタイムで配信される旨を了承いただきたい」旨を告知した。  
(GMOインターネット)
- リアル出席株主の姿が映り込まないように、議長及び進行スライドの映像のみ配信した。  
(ソフトバンクグループ)
- ウェビナーツールを利用し、株主総会の会場の様子を映像で見られるようにしていたが、リアル出席株主もバーチャル出席株主も互いの姿は映らないよう配慮した。  
(フューチャー)
- 「会場後方からの撮影とし、可能な範囲において、リアル出席株主の容姿が撮影されないよう配慮するが、会場都合等により撮影されてしまう場合がある」旨を招集通知に記載するとともに、株主総会の冒頭で告知した。また、オンデマンド配信（事後配信）では、質疑応答部分は編集でカットした。  
(ブイキューブ)

### 3.(7) リアル株主総会の会場 【参加型・出席型共通】

- ハイブリッド型バーチャル株主総会の開催に伴い、一定数の株主はバーチャル参加・出席を選択することが見込まれる。
- 実務的には、物理的な会場の規模は例年の出席株主数等を基に設定されることが多い。ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施に当たっても、**例年のリアル出席株主数等に加え、バーチャル参加・出席が想定される株主数を合理的に予測した上で、リアル株主総会の会場を設定することを考える余地がある。**また、会場の設定に当たっては、**円滑なバーチャル株主総会の実施に向けたシステム活用等の環境の観点も重要**である。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の中で、ハイブリッド型バーチャル株主総会が活用されてきた。**新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるため**、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能と考えられる。

【参考】新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する対応については、「株主総会運営に係るQ&A」を参照。  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

#### 【実施事例】

- 従来の株主総会では外部のイベントホールを会場としていたが、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を実施するに当たって、安定的な通信環境や、総会運営全体に係る設計自由度の確保の観点等から、自社内のイベントスペースに会場を変更した。

(グリーン)

### 3.(8) 配信遅延への対応【出席型】

- 動画配信システム等を用いた配信では、数秒から十数秒程度の軽微な配信遅延（タイムラグ）が生じることが想定される。
- 軽微な配信遅延によって、直ちに議事進行に支障が生じるものではないが、議事進行を円滑に行うためも、例えば、①議決権行使の締切り時間をあらかじめ告知すること、②議決権行使から賛否結果表明までの間に一定の時間的余裕を持たせることといった運用方法等が考えられる。

#### 【実施事例】

- 株主総会の冒頭から議決権行使やテキストによる質問を可能とするとともに、あらかじめ議決権行使や質問の締切り時間を告知した。  
(グリーン)
- 議決権行使の締切時間を設定した。時差を考慮すると、余裕を持った締切時間の設定が必要であり、5分間の締切時間を設定し、その間、ムービーを流すことで対応した。

(パイプドHD)

- 実施ガイドでは、会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知し、かつ通信障害の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、決議取消事由には当たらないと解することも可能であると示している。
- 事前の議決権行使により株主の意思が事前に表明されることから、事前の議決権行使を促すことが重要であるが、具体的な対策については個別の事情等に応じて検討する必要がある。例えば、以下のような対策が考えられる。

#### <システムやバックアップ>

- ① システムに関する自社の理解度等を考慮しつつ、一般に利用可能なライブ配信サービスやウェブ会議ツールを利用することや、第三者が提供する株主総会専門システムのサービスを利用すること
- ② 通信障害が発生した場合でも代替手段によって、審議又は決議の継続ができるように、インターネットの代替手段や電話会議等のバックアップ手段を確保しておくこと

#### <株主総会当日に向けた備え>

- ① 事前に通信テスト等をしておくこと
- ② 実際に通信障害が発生した場合を想定し、考えられる想定パターンの対処シナリオを準備しておくこと

### 【実施事例】

#### ● 株主への事前の告知

- 「通信環境の影響や大量アクセスにより、議決権行使サイトがつながりにくくなったり、インターネット中継の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性がある」旨を招集通知等に記載した。また、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で出席するように推奨した。

(パイプドHD)

- 「ウェブ会議ツールのアカウントの取得方法、アプリのインストール方法、接続方法、機能等に関する問い合わせについては、一切サポートできない」旨、また、「株主総会の当日において株主側の環境等の問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声が届かない、発言ができない、議決権行使ができない等のトラブルについてもサポートできない」旨を招集通知等に記載した。

(ガーラ)

#### [パイプドHDの招集通知における記載]

##### <インターネット出席に関する注意事項>

- ・インターネット出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。
- ・通信環境等の影響により、株主総会ライブ中継の映像や音声の乱れ、中断又は停止などの障害が発生する可能性があります。当社としては、これらの障害によってインターネット出席株主様が被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。なお、株主総会前においても事前質問及び議決権行使を受け付けております（詳細は3頁～5頁ご参照）。万一の場合に備えたご活用もご検討のほどお願いいたします。

## 【実施事例】

### ● システム等の環境整備

- ❑ 株主と会場間は一般に利用可能なライブ配信サービスを利用しつつ、役員と会場間はウェブ会議ツールを利用した。  
(アステリア)
- ❑ 一般に利用可能なウェブ会議ツールを利用し、ウェブ会議形式で実施した。  
(ガイアックス)
- ❑ 第三者が提供する株主総会専門システムのサービスを利用し、質問・動議の取扱い等について、自社のニーズに併せてカスタマイズして実施した。  
(グリー)
- ❑ 事前登録制を採用し、当該登録者数をもとに必要なサーバーを構築した。  
(ソフトバンクグループ)



### 【実施事例】

#### ●バックアップ手段の確保

- 配信に使用するモバイルWi-Fiを複数台用意し、通信接続ができなくなった場合に備え、代替で用意したモバイルWi-Fiを利用できる体制を整えた。また、ネットワークだけではないが、バックアップとしてウェビナーツールのホストを共同ホストで二重化し、不測の事態に備えた。

(フューチャー)

- すべての役員がオンラインで出席したが、議長には、通信障害に備えたバックアップとして、インターネット回線を複数用意（Wi-Fi、有線、4G）した。

(アステリア)

#### ●事前の通信テスト等

- ウェブ会議ツール、会場の機器の接続及びネットワーク等に問題がないように複数回にわたってリハーサルを実施した。

(フューチャー)

- 株主側の通信環境等によって接続ができない可能性も考え、事前にテスト用URLを発行し、ウェブ会議ツールの接続テストの機会を2回設けた。

(アドウェイズ)

### 【実施事例】

#### ● 通信障害発生時の対処シナリオの準備等

- 通信障害が発生した場合のシナリオを用意した上で、短時間で復旧可能であれば休憩後に再開とし、また復旧が困難と判断した際には、リアル出席株主のみで議事進行する旨を議場に諮った上で、リアル会場のみで株主総会が成立するように準備していた。  
(ソフトバンクグループ)
- サーバ及びネットワークを常時監視し、万が一、株主総会の当日に障害が発生した場合には、議決権行使システムの技術担当者が当日スタッフ席に待機し、ただちに対応できるようにした。  
(パイプドHD)

- 実務ガイドにおいて示したとおり、事前の電磁的方法による議決権行使において、ID・パスワード（又は固有のQRコード）を用いたログイン方法が採用されていることと同様に、バーチャル出席時の本人確認についても、基本的にはID・パスワード等を用いたログイン方法が相当である。
- そのほか、個別の事情等に応じて、例えば、①株主に固有の情報（株主番号、郵便番号等）を複数用いること、②画面上に本人の顔と整理番号を映し出すこと等によって本人確認を行うといった運用方法も考えられる。
- 一定数以上の議決権を有する株主については、より慎重な本人確認を実施することも可能と考えられる。また、法人株主のID・パスワードの管理を容易にするための工夫として、議決権行使書面等でID・パスワードの記載面を再貼付が不可能なシールで覆うといった工夫も考えられる。
- これらの場合であっても、なりすまし対策等に慎重を期すべきと考える場合には二段階認証やブロックチェーンの活用といった方法を採用することも可能。

## 【実施事例】

### ● ID・パスワードを用いる方法

- リアル会場においても本人確認書類の提示を求めることはなかったため、議決権行使書に記載したID及びパスワードを入力することにより、ログインできるようにした。

(パイプHD)

### ● 株主固有の情報を用いる方法

- 「株主番号（4桁+4桁）」、「郵便番号」、「株式数」にて認証を行う仕様とした。

(Zホールディングス)



### ● その他の方法

- バーチャル出席の事前申込みの際に、株主番号、氏名住所のほか、本人確認を兼ねて、議決権行使書の画面キャプチャの提出をさせた。
- バーチャル出席の受付時に画面上に顔と整理番号を画面に映し出すことにより本人確認を行った。

(ガーラ)

(グローバルウェイ)

### ● ブロックチェーン技術の活用

- 議決権行使データの改ざん防止を図り、より透明性の高い議決権行使を実現するため、ブロックチェーン技術を利用した議決権行使システムを活用した。

(アステリア)

### 3.(11) 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係【出席型】

- 株主意思をできる限り尊重し、無効票を減らすという観点から、バーチャル出席株主のログイン時点では事前の議決権行使の効力を取り消さず、当日の採決のタイミングで事前の議決権行使と異なる議決権行使が行われた場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄することが考えられる。
- 一方で、リアル株主総会の実務と同様に、ログインをもって出席とカウントし、それと同時に事前の議決権行使の効力を取り消すといった方法も見られた。
- 議決権行使の効力関係については、あらかじめ招集通知等で株主に通知しておくことが必要である。

#### 【実施事例】

#### ● 当日に議決権行使があった場合に事前の議決権行使の効力を破棄

- 事前の議決権行使をしている場合の優先順位は、①バーチャル出席中の議決権行使、②事前のインターネットによる議決権行使、③議決権行使書用紙の郵送による行使の順序とした。バーチャル出席中に議決権行使をしなかった場合には、事前の議決権行使の効力は取り消さず維持する取扱いとした。

### 3.(11) 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係【出席型】

#### 【実施事例】

- バーチャル出席株主について、質疑応答の手段として電話受付とただけではなく、不測の事態における連絡先として事前に電話番号を伺い、何らかの不具合で議決権行使ができないことがないように、コールセンターを設置して備えた。実際に議決権行使が確認できなかった株主には、コールセンターから確認を実施した。

(富士ソフト)

#### ● ログイン時点で事前の議決権行使の効力を破棄

- 事前に議決権行使した株主が、株主総会当日の朝9時以降、一般のライブ中継配信ページとは別の出席専用サイトにアクセスした時点で事前の議決権行使の効力を破棄した。その後、出席専用サイトから議決権行使がされた場合は賛否内容を算入、議決権行使がされなかった場合は棄権として算入した。

なお、出席専用サイトからの議決権行使に当たって、株主が個別議案ごとに賛否を選択し送信をクリックすることで議決権を行使する仕様とした。また、混乱を避けるため議決権行使の送信は一度までとし、株主が送信されたことを視認できるよう、送信と同時に送信された旨が表示される仕様とした。

(Zホールディングス)

- 実施ガイドでは、質問を取り上げるための準備に必要な体制や時間を考慮し、リアル出席株主とバーチャル出席株主の出席する株主総会を一つの会議体として運営するための合理的な取扱いを示している。もちろん恣意的な運営は許容されない。
- 例えば、1人が提出できる質問回数や文字数、送信期限などの事務処理上の制約や、質問を取り上げる際の考え方、個人情報が含まれる場合や個人的な攻撃等につながる不適切な内容は取り上げないといった運営ルール等を示している。
- また、事前の質問受付を実施したり、会社のおかれている状況によっては、適正性・透明性を確保するための措置として、後日、株主の関心の高かった質問で、受け取ったものの回答できなかった質問の概要を公開するなどの工夫を行うことが考えられる。

#### 【実施事例】

##### ● 質問の回答方針についての株主への通知

- 「バーチャル出席株主からの質問が株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、又は株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがある」旨を招集通知等に記載した。

(ガーラ)

## 【実施事例】

- 「株主総会の運営を妨げる発言や不適切な質問や不規則発言が繰り返されるなど、バーチャル出席株主の発言により議事の運営に支障をきたすと議長が判断した場合には、会社からバーチャル出席株主との通信を強制的に遮断する場合がある」旨を招集通知等に記載した。

(富士ソフト)

## ● 質問の回数制限、文字数制限等

- プルダウンで報告事項、第1号議案などを選択し、テキストボックスに質問を入力後、送信をクリックすることで質問ができる仕様とした。質問は1人1問までとし（従来の議事采配との平仄）、文字数を200文字までとした。また、社長プレゼンテーションへの質問検討時間の確保のため、質問の受付時間を株主総会開始の1時間前から質疑応答開始の5分後までとした。

(Zホールディングス)

### 【質問の操作ボタンのイメージ】

ご質問

報告事項に関する質問 ▼

200文字以内

目的事項の質問受付  
⇒ 事務局にて整理し議長に連携

送信→

(画像提供：Zホールディングス)

## 【実施事例】

### ● 事前の質問受付の実施、事後に質問等を公表

- 事前の質問受付を実施し、株主の関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答した。なお、個別の回答はしかねる旨を事前に招集通知等に記載した。また、総会後に自社サイトで質問と回答をセットで公表した。

(グリーン)
- 株主から株主総会の質問締め切りまでに寄せられた質問等について、総会中に取り上げた質問が恣意的な選択ではないこと示すため、後日、自社サイトにおいて投稿内容をそのまま掲載した。

(ソフトバンクグループ)

- また、投稿フォームではなくリアル出席における質問の取扱いと同様に、①ウェブ会議システムの挙手機能を利用すること、②電話を利用すること等によって、リアル出席の場合の取扱いと同様に、議長の指名があった場合にはじめて質問・発言ができるようにすることといった運営方法も考えられる。

#### 【実施事例】

- バーチャル出席株主は、マイク機能がミュートに設定されており、原則として発言はできない。しかし、質問受付のタイミングで、ウェビナーツールの挙手機能により挙手し、議長が指名した株主に限りミュートを解除し、質問を受け付けるよう準備していた。  
(フューチャー)
- 固定電話、携帯電話から会場のオペレーターに電話し、議長の許可を得て、質問を受け付けた。  
(富士ソフト)

- バーチャル出席株主による動議については、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じることが想定される。
- このため、実施ガイドでは、原則として動議の提出については、リアル出席株主からのものを受け付けることで足りると示している。

#### 【実施事例】

##### ● 動議の提出はリアル出席株主に限定

- 「バーチャル出席株主の動議は、取り上げることが困難なため受け付けない」旨、また、「当日、リアル出席株主から動議が提出された場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主は賛否の表明ができず、棄権又は欠席として取り扱う」旨を招集通知等に記載した。
- (富士ソフト)
- 「バーチャル出席株主による動議は、株主総会の手続きに関するもの及び議案に関するものを含め、全て提出できず、動議を提出する可能性のある株主はリアル出席の方法で出席いただきたい」旨、また、「動議の採決についてもすべて参加することができないため、動議の採決を希望する株主はリアル出席の方法で出席いただきたい」旨を招集通知等に記載した。

(ラクーンホールディングス)

- ただし、将来的なシステムインフラの整備状況等によってはバーチャル出席株主からの動議の受付も可能とすることも考えられる。
- その際、リアル株主総会と同様に濫用的であると認められる場合には取り上げない等の運用は許容されるほか、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じると判断される場合に、招集通知等による事前の通知を前提として、そのような困難に対処するために必要な限度でバーチャル出席における動議に制限を設けることは許容されると考えられる。
- 例えば、バーチャル出席固有の事務処理上の必要性から、以下のような対応が考えられる。
  - ① バーチャル出席株主による会社提案への修正動議などの実質的動議については原案との一括的動議が可能な場合もあり、その場合には原案採決時に原案先議での採決を行うこと。また、招集通知に記載のない案件については、事前に書面又は電磁的方法により議決権を行使して当日出席しない株主の取扱いを踏まえ、バーチャル出席株主は棄権又は欠席として取り扱うこと
  - ② 事務処理の必要性や動議提出の心理的抵抗が少ないことから、バーチャル出席株主からの動議には受付時間を設定すること

## 【実施事例】

### ● 動議の提出はバーチャル出席株主も可能

- プルダウンで手続的動議、第1号議案修正動議などを選択し、テキストボックスに動議を入力後、送信をクリックすることで動議を提出できるようにした。同種の動議につき1人1提案までとし、文字数を200文字までとした。

手続的動議が提出された場合にはリアル出席株主からの質疑の後に採決をすることとし、そのタイミングで賛否操作ボタンを自動的に表示する仕様とした。そして、株主が賛否を選択し送信をクリックすることで議決権を行使し、動議の採決を行うこととした。なお、修正動議が提出された場合には、原案を先に採決することとした。

(Zホールディングス)

- 動議の受付は、株主総会当日の一定の時間（質疑応答開始後〇分後）までを期限とした。

(ソフトバンクグループ)

### 3.(14) 賛否の確認方法 【出席型】

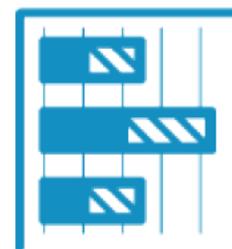
- 議決権行使データのシステム連携等を図ることによって、バーチャル出席株主による議決権行使分も含め、**リアルタイムで賛否の議決権数を示すことは、バーチャル出席に臨場感を与える効果がある**と考えられる。
- 他方、リアル株主総会と同様に、**事前の議決権行使等の状況を勘案し、簡便な方法を選択し、賛否の結果のみを示すことでも足りる**と考えられる。
- この場合であっても、バーチャル出席に一体感を与えることを重視する場合には、例えば、**議決権行使とは別に拍手ボタンを設置すること**等の運用方法も考えられる。

#### 【実施事例】

##### ● 議決権行使結果をリアルタイムで公表

- 自社の議決権行使システム上において、あらかじめインポートした事前の議決権行使分のデータに加え、当日に議決権行使サイトを通じて行使されたデータを集約し、株主総会中にリアルタイムで結果を公表した。

(パイプドHD)



## 【実施事例】

### ● 簡便な方法により賛否を確認

- 事前の議決権行使等によって可決の判断は可能であったことに加え、アンケート機能を利用し、結果はデータで残すようにした。通常、リアル出席株主の賛否の確認は拍手・質疑の有無等で判断していることも踏まえ、バーチャル出席株主による議決権行使分についてもウェビナー上で同様の取り扱いとし、可決の判断をした。

(フューチャー)

### ● 一体感を高めるため拍手ボタンを設置

- バーチャル出席株主がリアル出席株主と同じ会議体に参加している一体感を得ることができるよう、議決権行使とは別に、「拍手」ボタンを設置した。

(グリーン)

#### 【拍手ボタンのイメージ】



(画像提供：グリーン)